

真庭市森の芸術祭イベント企画運営業務 仕様書

1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が委託する「真庭市森の芸術祭イベント企画運営業務」（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものである。受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき業務を実施するものとする。なお、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的達成のために当然必要と認められる事項については、乙の責任において実施するものとする。

2. 業務の目的

令和9年度（2027年秋）に開催予定の「森の芸術祭2027」に向けて、地域資源及び既存のアート資源を活用したイベントを実施し、芸術祭開催に向けた機運醸成及び国内外からの観光誘客の促進を図ることを目的とする。また、本業務では真庭市の自然・文化・食等の地域資源を活用し、森や水をテーマとした体験型コンテンツを造成・実施することで、地域の魅力を広く発信し、将来の本開催に向けた観光誘客の拡大及び高付加価値観光の推進を図る。

3. 履行場所

真庭市蒜山上福田ほか地内（GREENable HIRUZEN、勝山町並み保存地区ほか）

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月2日までとする。なお、イベント実施期間は令和8年9月27日から令和8年10月25日までとする。

5. 業務の実施

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 甲と十分協議を行い、その意図及び目的を理解したうえで業務を実施すること。
- (3) 業務の進捗状況について定期的に甲へ報告すること。
- (4) 業務の遂行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の全部を第三者へ再委託してはならない。
- (6) 業務の一部を再委託する場合は、事前に甲の承認を得ること。

6. 提出書類

乙は、本業務の着手にあたり、次の書類を甲に提出し承認を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制表
- (4) その他甲が必要と認める書類

7. 業務内容

- (1) イベント企画・運営業務

来訪者が真庭市の文化・自然・食を体験できるイベントの企画及び運営を行うこと。

①特設茶室企画 1基×1箇所×11日

- ・移動式または仮設型茶室の設置
- ・茶道体験の提供
- ・真庭市産茶葉等を活用したお茶の提供
- ・茶菓子の提供
- ・地元工芸品等を活用した演出
- ・野点席の設置及び待機スペース整備
- ・茶室の設営、撤去、運営管理（夜間・雨天時対応含む）

②富裕層向け体験ツアーの企画及びFAMツアーの実施 1回

海外富裕層を主対象とした高付加価値観光コンテンツを企画し実施し、それに関連した海外旅行事業者やインフルエンサーを対象としたモニターツアーを企画・実施すること。

- ・酒蔵見学
- ・発酵文化体験
- ・地元食材を活用した特別食体験
- ・日本酒と発酵食のマリアージュ体験

(2) 特記事項

実施する業務において、(1) プレイベント企画・運営業務の①特設茶室企画に関しては真庭市産品を利用することはもとより真庭市産材を利用すること、また②富裕層向け体験ツアーの企画及びFAMツアーの実施に関しては地域の観光関連団体との連携やランドオペレーター業務の委託を積極的に検討すること。

8. 広報・プロモーション

イベントの認知拡大及び誘客促進のため、以下の広報業務を実施する。

(1) SNS プロモーション

- ・Instagram等SNS広告の実施
- ・ハッシュタグキャンペーンの企画(例: #私の推し真庭 #美味し真庭 #見つけた真庭)

(2) 印刷物制作及び広告宣伝

- ・B1ポスター 100枚
- ・B3ポスター 300枚
- ・告知チラシ 20,000枚
- ・サイン、POP、新聞、雑誌、デジタルサイネージ等広告 一式

9. イベント運営体制

イベントの円滑な実施のため以下の体制を確保し、来場者受付、接客対応、会場管理、安全管理、進行管理等を行う。

- ・運営ディレクター 1名
- ・運営スタッフ 1名
- ・接客スタッフ 2名
- ・茶道対応スタッフ 2名分

10. 効果検証

事業終了後、以下の項目について整理し、事業効果を検証すること。

- ・来場者数
- ・体験参加者数
- ・SNS投稿数
- ・広告効果
- ・参加者属性
- ・今後の改善点

11. 成果品

業務完了後、次の成果品を一式提出すること。

- (1) 業務実施報告書
- (2) イベント実施写真データ
- (3) SNS分析データ
- (4) 制作物データ
- (5) その他本業務に関連する資料

12. 成果品の帰属

本業務により作成された成果品の著作権及び所有権は、原則として甲に帰属するものとする。

13. その他

- (1) 業務実施にあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ決定する。
- (2) 業務実施に必要な許認可等は乙の責任において取得すること。
- (3) 安全管理及び事故防止に十分配慮すること。